

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

T E L 0847-22-3211 F A X 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

U R L <http://www.matsuura-apollon.jp>

11

令和6年
2024

Yuki Sugiura.

今月のことば

あだ ばな
徒花に実は生らぬ

日本の諺

経 営

つくってみましょう!「経営計画」

税 務

「年収の壁」扶養の範囲を確認しましょう

トピック

考えてみましょう「デジタル資産」の取り扱い

コラム

ここ数年は観測のチャンス!? オーロラのふしぎ

つくってみましょう! 「経営計画」

「経営計画」と聞くと、「なんだか難しそう」と苦手意識を持つ社長もいらっしゃるのではないかでしょうか。経営計画は社長が「来期やりたいこと」を、数字に落とし込んだものです。来期にむけて、経営計画、つくってみませんか。

社長の「来期やりたいこと」は何ですか? それが経営計画をつくる第一歩!

居酒屋を営む田中社長と佐藤巡回監査士が、巡回監査終了後に経営の話をしています。



11月末で決算です。社長、決算目前のこの時期にご提案なのですが、来期の経営計画をつくってみませんか?



うーん。「経営計画が大事」とはよく聞くけど、なんか難しそうだし、正直面倒くさいんだよね。それに、俺の頭の中にはちゃんと考え方があるし、別に経営計画なんてつくらなくてもいいんじゃないかなと思ってるんだけど。



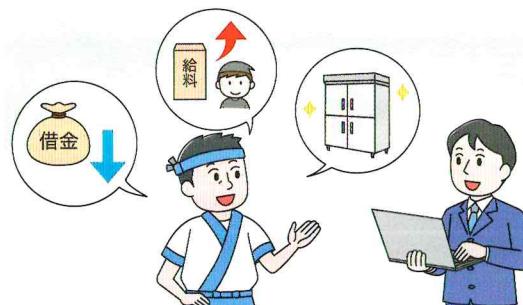
経営計画をつくるのは、実はそんなに難しいことじゃないんです。今、仰った社長の「頭の中の考え方」は何ですか? 思いつくままに聞かせていただけますか。



そうだなあ……。今年はゼロゼロ融資の返済が始まったけど、ちょっと資金繰りが苦しくて元本返済を待ってもらったから、来年からはちゃんと借金返していきたいかな。

それから、従業員の給料もアップしてあげたいよね。最低賃金も10月から大幅に上がったし、頑張ってくれているアルバイトの時給を含め、10%は皆の給与を引き上げたいな。

それと……できれば業務用の冷蔵庫を買い換えるかな。今使っているのはもう古くなってしまってきちゃってるから、そろそろ省エネで容量の大きいものに買い換えられたらいいね。



必要資金がまかなえるかどうか? 「5つの質問」で目標数値を考えてみよう



借入金の返済、賃金アップ、新たな設備投資——どれも前向きで素晴らしいことです! でも、それらを実現するためには、やっぱり資金が必要です。そうすると来期は、利益をしっかり確保することがより大事になりますね。



確かにそうだね。でも、今期の売上と利益を維持できれば大丈夫だと思ってるんだけど。



では、「5つの質問」(図表)で、一緒にシミュレーションしてみましょう!

1年間に返済しなければならない借入金の元本2,400千円は利益として確保したいので、Q1の目標経常利益は2,400千円。Q2の売上高の伸びは前年比100%、Q3の粗利益率は今と同じ65%、Q4の給与の伸びは前年比110%、Q5の人数は変わらず5人ということを見てみましょう。

この条件では、社長の役員報酬を半分にしないと、利益の確保と従業員の昇給はできないことになりますね。



あれ、ちょっとイメージと違ったな。今期と同じ売上高・粗利益率だと、役員報酬を半分にしない

といけないのか……(困ったな)。



人件費以外の固定費は削れるところはないので、売上を前年比110%に伸ばす方法を考えましょう。冷蔵庫の買い換えを考えれば、さらに上積みが必要になります。

そうなると、まずは12月・1月が勝負ですね。今年4月から、交際費等から除外される1人あたりの飲食費の基準が「1万円以下」に引き上げられましたので、ちょっと贅沢な「プレミアム宴会プラン」の設定など検討していかがでしょうか。



わかった。今からプランを練って、忘年会や新年会の予約に力を入れよう。それと利益が確保しやすいドリンク類の新メニューを考えようかな。あとは客足を伸ばす方法か……。SNSの宣

伝の仕方を、若いスタッフと一緒に考えてみるよ。今の子たちは写真も上手だしね。



社長、どんどんアイデアが出てくるじゃないですか!若い方の力を借りるのも良い取り組みです。



具体的な数字で考えてみると、取り組むべき課題が明確になるからありがたいね。これからもぜひサポートをお願いします!



もちろんです! それと、計画通りにいかないことも当然あります。その時は、計画との差異が生じた原因を探して改善していく姿勢が大切になります。第1四半期が終わる来年3月には、今立てた計画の数字と、月次決算の実績値を対比してみて、夏前に冷蔵庫の買い換え資金が捻出できるか再検討してみましょう。

図表 経営計画の元となる「5つの質問」——会計事務所と一緒に考えてみましょう!

【計画前期】は、今期の決算数値が未確定の場合、着地点の予想値でOKです。
【計画期】は、社長が「来期やりたいこと」を盛り込んだ数字にしましょう!



Q1 次期の目標経常利益はいくらとしますか?

| | 【計画前期】 | 【計画期】 | 【差異】 |
|----------|--------|-------|------|
| 目標経常利益は? | 千円 | 千円 | 千円 |
| (同・前年比) | (%) | (%) | (%) |

Q2 次期の売上高の伸びを前年比でどう見ていますか?

| | 【計画前期】 | 【計画期】 | 【差異】 |
|---------------|--------|-------|------|
| 売上高の伸び(前年比)は? | % | % | % |

Q3 次期の限界利益率(粗利益率)をどれだけ確保できますか?

| | 【計画前期】 | 【計画期】 | 【差異】 |
|---------------|--------|-------|------|
| 限界利益率(粗利益率)は? | % | % | % |

Q4 次期の従業員給与・賞与を前年比でどう見ていますか?

| | 【計画前期】 | 【計画期】 | 【差異】 |
|-------------------|--------|-------|------|
| 従業員給与賞与の伸び(前年比)は? | % | % | % |

Q5 次期の期末の人数は何人ですか?

| | 【計画前期】 | 【計画期】 | 【差異】 |
|---------|--------|-------|------|
| 期末の人数は? | 人 | 人 | 人 |

「年収の壁」 扶養の範囲を確認しましょう

パート・アルバイトで働く人の中には、自身の年収と配偶者の扶養の範囲を意識している人も少なくありません。税金や社会保険の扶養の範囲に影響のある年収のライン、いわゆる「年収の壁」について、従業員に説明しておきましょう。

※本欄は、夫婦共働きで妻が夫の扶養の範囲内に収まるかどうかのケースをもとに説明しています。

所得税・住民税

配偶者の扶養から外れるのは?

年収にかかる税金には、所得税と住民税があります。夫婦共働きで、妻が給与収入のみのケースでは、妻の年収によって、かかる税金や夫が受ける配偶者控除等(最高38万円)。妻の年齢が70歳以上の場合は最高48万円)の適用に影響があります。そのラインは「100万円」「103万円」「150万円・201万円」です。

○100万円の壁▶住民税が課税

年収が100万円(自治体によって93万円~100万円)を超えると住民税が課税されます。

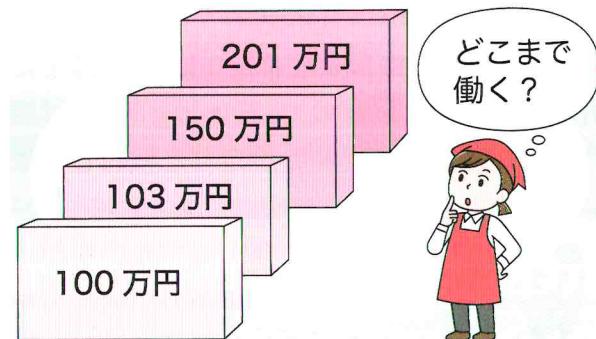
○103万円の壁▶所得税が課税

年収が103万円を超えると、税法上の扶養から外れ、妻本人に所得税が課税され、夫は自身の収入から配偶者控除を受けられなくなります。ただし、妻が年収103万円超201万6,000円未満であれば、夫は配偶者特別控除を受けることができます。配偶者特別控除は、妻の年収が150万円以下までは配偶者控除と同額の控除を受けられるため夫の手取り収入には影響がないといえます。

配偶者控除、配偶者特別控除は、夫の年収によって控除額が異なり、年収(目安)1,195万円を超えると受けることができません(詳細は下記の二次元コードからご参照ください)。

国税庁Webサイト

タックスアンサーNo.2672「年末調整で配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるとき」(令和6年9月1日現在)



●150万円の壁・201万円の壁

▶配偶者特別控除の額が段階的に縮小→0に

妻の年収が150万円を超えると、夫が受ける配偶者特別控除の額が段階的に縮小し、妻の年収が201万6,000円以上になると、夫は配偶者特別控除が受けられなくなります。

副業等で「103万円」を超えることも! FXや暗号資産の収入に注意!

年収103万円以下であっても給与所得以外に副業等の収入があると、一定の場合、一時所得や雑所得、譲渡所得となって、所得税が課税される「103万円の壁」等を超えることがありますので注意が必要です。

FXや暗号資産の取引、フリマアプリ等で20万円以上の所得がある場合は注意しましょう。生活に通常必要な家具、衣服、食器等の生活用動産の譲渡による所得は非課税とされていますが、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や宝飾品、美術品等の譲渡については課税されることになります。

また、生命保険の一時金、損害保険の解約返戻金、懸賞金、競馬や競輪の払戻金等による収入がある場合も注意が必要です。

社会保険

令和6年10月から適用範囲が拡大

最近は、手取り収入を増やすために、「年収の壁」を超えて働くケースも増えています。とりわけ「103万円」を超えて働く場合には、社会保険上の扶養範囲についてもおさえておきましょう。その目安となるのが、「106万円」「130万円」です。

● 106万円の壁

▶ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用

妻の年収が約106万円（月額賃金8万8,000円：年収105.6万円）以上の場合、一定の条件に該当すると社会保険上の扶養から外れ、妻本人の勤務先の社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入して保険料を支払うことになります。

適用対象となる事業所の従業員数（厚生年金保険の被保険者数）が、令和6年10月から「51人以上」に引き下げられ、適用範囲が拡大しているので、注意しましょう（詳細は下記の二次元コードからご参照ください）。

厚生労働省Webサイト

「社会保険適用拡大特設サイト」
(令和6年9月1日現在)



● 130万円の壁

▶ 社会保険（国民年金・国民健康保険）の適用

妻の年収が130万円以上になると、原則として、勤務先の従業員規模等に関係なく、社会保険上の扶養から外れ、自分で国民年金・国民健康保険に加入して保険料を支払うことになります（詳細・加入手続については下記の二次元コードからご参照ください）。

日本年金機構Webサイト

「国民年金に加入するための手続き」
(令和6年9月1日現在)



「年収の壁」と、税金と社会保険上の扶養の範囲（税金と社会保険料等の負担）については、下記の図表で確認してください。

政府は「年収の壁」を意識せずに働く環境整備に力を入れています。これからは、扶養の範囲内で働くよりも、世帯収入を増やす働き方を提案しても良いかもしれません。

図 表 妻の年収(目安)と税金・社会保険の扶養の範囲

| 妻の年収(目安) | 妻の税金と社会保険料等の負担 | | | 夫の配偶者控除等の適用 ^{※4} | |
|-------------------|----------------|---------------------|--------------------------------|---------------------------|-----------------|
| | 所得税 | 住民税 | 社会保険料等の負担 | 配偶者控除 | 配偶者特別控除 |
| 100万円以下 | なし | なし/課税 ^{※1} | なし | ○ | — |
| 100万円超 103万円以下 | なし | 課税 | なし | ○ | — |
| 103万円超 105.6万円未満 | 課税 | 課税 | なし | — | ○ |
| 105.6万円以上 130万円未満 | 課税 | 課税 | なし/あり ^{※2} | — | ○ |
| 130万円以上 150万円以下 | 課税 | 課税 | あり ^{※2} ^{※3} | — | ○ |
| 150万円超 201.6万円未満 | 課税 | 課税 | あり ^{※2} ^{※3} | — | ○ ^{※5} |
| 201.6万円以上 | 課税 | 課税 | あり ^{※2} ^{※3} | — | — |

※1 自治体によっては100万円以下でも住民税（均等割）が課税されます。

※2 従業員数51人以上に勤務する一定の条件に該当した場合に社会保険料等の負担あり。

※3 収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる措置あり。

※4 控除を受ける納税者本人（夫）の収入が1,195万円超の場合は配偶者控除等を受けることができません。

※5 控除額が段階的に縮小します。

考えてみましょう 「デジタル資産」の取り扱い

インターネット上で取引される「デジタル資産」が増えています。容易に取引ができる反面、アクセスするために必要な情報が本人しかわからず、相続などの場面でトラブルになることもありますので、注意が必要です。デジタル資産の取り扱いについて、一度考えておきましょう。

「デジタル資産」にはどんなものがある? よくあるトラブルと合わせて確認しよう!

経済・社会のデジタル化に伴い急速に増えているのが、「デジタル資産」です。スマートフォンやパソコン等に保存された写真・動画などのデジタルデータも「デジタル資産」に該当しますが、中でも注意して管理することが必要なのは、次のような、金銭的価値のある「デジタル資産」です。

「デジタル資産」に該当するものの一例

- ネット銀行・ネット証券口座の残高
- 交通系電子マネー、〇〇ペイなどのキャッシュレス決済サービスの残高
- クレジットカードの利用で貯まるポイント
- サブスクリプションサービスの利用料金
- キャリア決済サービスの利用料金
- FX(外国為替証拠金取引)
- 暗号資産 など

デジタル資産は管理に必要な情報が運用者(本人)に集中しやすく、他人がその存在や内容を把握することは容易ではありません。特にネット証券口座やFX、暗号資産など、金額の大きいものは相続財産に該当するものも多いため、特に相続の際のトラブルが発生しやすくなっています。



デジタル資産をめぐるトラブル（一例）

トラブル① 存在を知らなかった

サブスクリプションサービス等の契約をしていることが本人しか知らなかつたために家族等が解約の手続きをできず、利用料金が発生し続けてしまうことがあります。

トラブル② アクセスできない

デジタル資産があることを家族等が把握していても、IDやパスワードが共有されていなければ、アクセスすることはできず、その後の手続きができません。



トラブル③ 税金の申告漏れ等が発生することがある

特に、相続財産に該当するデジタル資産があった場合には注意が必要です。相続税の申告は、原則として相続の開始を知った日の翌日から10か月以内に行う必要があります。その期限を過ぎた後、新たなデジタル資産の存在が判明すると、遺産分割協議のやり直しや、修正申告が必要になることがあります。

また、暗号資産取引は、相続以外でも申告漏れが指摘されやすい取引の1つです。国税

庁が令和4事務年度に暗号資産等取引を行う個人に対して行った調査によれば、1件あたりの申告漏れ所得金額は3,077万円、追徴税額は1,036万円となっています。

暗号資産取引で得た利益は、原則「雑所得」として取引があった日の属する年分の収入となります。前記トラブル①②のようなことがあると、過少申告や申告漏れが生じやすくなってしまうことが考えられます。

国税庁Webサイト タックスアンサー
No.1524「暗号資産を使用することにより
利益が生じた場合の課税関係」
(令和6年9月1日現在)



今のうちからできる対策は? キーワードは「リスト化」と「共有」

デジタル資産をめぐっては、管理や運用に関する知識の差などから、特に相続発生後に家族等が損失を受ける可能性があります。

そのため、デジタル資産の早期・適切な管理は、後々の家族等の負担を減らすだけでなく、トラブルに巻き込まれるリスクを減らすことにもつながります。今のうちから、次のような対策をとると良いでしょう。

参考

パスワードの使いまわしに注意

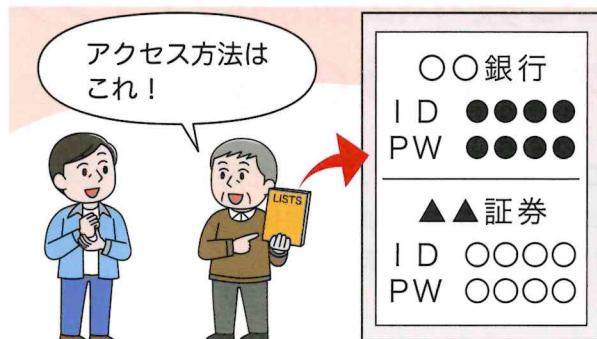
デジタル資産をはじめ、デジタルデータの管理において必須となっているのがパスワードです。ただし、パスワードを安易に使いまわすと、連鎖的な情報漏洩のリスクが高まってしまいます。そこで、趣味などから決めたフレーズを基に、覚えやすく、かつ強度の高い「コアパスワード」を設定すると良いでしょう。

(例)「テレビが好き」というフレーズをコアパスワードにする方法

- ①ローマ字へ変更 「terebigasuki」
↓
- ②一部を大文字に 「terebi**G**asuki」
↓
- ③記号・数字を追加 「terebi**G**asuki!!06」

大文字や記号、数字を
含む強度の高い
「コアパスワード」
が完成！

利用しているサービス等の略称や頭文字を、
コアパスワードの前後につけると使いまわしを回避できます。
(例)ABCterebiGAsuki!!06 など



対策① デジタル資産の内容を リストアップする

所有しているデジタル資産をリストアップし、一目でわかるようにしておきましょう。

作成したリストは、スマートフォンやパソコン等にデジタル形式で保存するよりも、紙に出力してファイリングするなど、アナログで管理するほうが、「アクセスできない」といったトラブルを防ぐことができます。

対策② 信頼できる存在に共有しておく

対策①で作成したデジタル資産のリストおよびファイル等は、その保管場所を、家族等の一部の信頼できる存在に共有しておくと良いでしょう。

共有するリストには、資産の一覧に加え、ログインするために必要なIDやパスワードも一緒に書き留めておきましょう。

また、パスワードを変更したら、その都度更新した情報に差し替えておきましょう。



独立行政法人情報処理推進機構
Webサイト「不正ログイン被害の
原因となるパスワードの使い回し
はNG」(令和6年9月1日現在)

ここ数年は観測のチャンス!? オーロラのふしぎ

2024年5月と8月に、日本の北海道などでもオーロラが観測され、大きな話題になりました。これは活発な太陽活動の影響によるもの。実は、ここ数年は、オーロラ観測の「当たり年」。観測のチャンスが増えています。

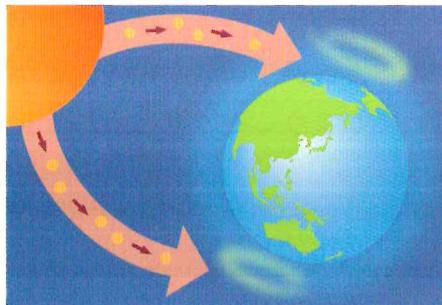
オーロラはどうして見える?

オーロラは、太陽風によって太陽から飛んできた電気を帯びた粒子(プラズマ粒子)が、地球上空の大気と衝突した時に発光する現象です。北欧・カナダ北部・アラスカ・南極など、極地を取り囲む緯度60度～70度のベルト状のエリア(オーロラ帯)で、オーロラがよく見られます。

太陽表面で連続して発生する爆発現象「太陽フレア」が起こると、太陽風の一部が暴風となり、地球の磁場を乱れさせます(磁気嵐)。激しい磁気嵐の発生中は、高緯度地域で発生しているオーロラが、日本のような低緯度地域でも見られることがあります。



ginga / PIXTA



これを「低緯度オーロラ」といいます。通常のオーロラは緑色に光って見えることが多いのですが、低緯度オーロラは赤色～ピンク色に見えるのが特徴です(左写真)。

太陽活動の周期はおよそ11年とされています。現在は活動が非常に活発な時期にあり、規模の大きな太陽フレアが頻繁に起こっているといいます。「オーロラ爆発」と呼ばれる、空一面に広がる華やかなオーロラが観測しやすい、まさに「オーロラの当たり年」。日本でオーロラが観測できるチャンスも、今後またやってくるかもしれません。

1400年前の人もオーロラを見ていた!?

日本最古のオーロラの観測記録は、今から1400年以上前の飛鳥時代。『日本書紀』620年のくだりには、次のような記述が残されています。

十二月の庚寅の朔に、天に赤氣有り。長さ一丈余なり。形雉尾に似れり。

冬、新月(朔)の真っ暗な空に、「赤氣」(低緯度オーロラ)が現れた。その形は、雉の美しい尾羽のようであった——。真っ暗な夜空に突如出現した赤いオーロラを、天の使いと考えられていた雉の尾の形になぞらえた当時の人たち。その驚きと畏敬の念はどれほどだったことでしょう。



【参考】国立天文台Webサイト「トピックス 2024年5月に連続発生したXフレア」
国立極地研究所Webサイト「日本最古の天文記録は『日本書紀』に記された扇形オーロラだった」等

今月のことば

あだ はな な
徒花に実は生らぬ (日本の諺)

「徒花」とは、咲いても実を結ばずに散っていく花のこと。そこから転じて、どんなに美しい見かけをしていたとしても、実質が伴わなくては良い成果を挙げることはできないことのたとえ。経営計画も同様で、どんなにキレイな数字や字句を並べても、その根拠となる数字や行動計画がなければ、会社の成長や発展は難しいもの。正確な月次決算データを基に、実現可能な取り組みを考えたい。